

交通安全かわら版

令和4年12月
茨城県警察本部交通総務課
NO. 44

～ 飲酒運転は犯罪 ～

飲酒運転は犯罪です！



12月から1月は忘年会や新年会など飲酒の機会が増えることから、飲酒運転も増加する傾向があります。
飲酒運転に対する罰則は、懲役などの厳しいものとなっており、生活崩壊を招くケースも珍しくありません。
また、車両の提供者や同乗者等(酒類の提供者)も同様に罰せられます。
飲酒運転は極めて悪質で危険な犯罪です。絶対にやめましょう。

酒酔い運転

5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

35点 **免許取消し**
<欠格期間 3年>

生活破綻
勤務先解雇
家庭崩壊



酒気帯び運転

3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

呼気中アルコール濃度 0.25mg/ℓ以上
25点 **免許取消し**
<欠格期間 2年>

呼気中アルコール濃度 0.15mg/ℓ以上
13点 **免許停止**
<停止期間 90日>

飲酒運転周辺三罪

飲酒運転周辺者も同様に罰せられます

車両の提供者

NO!



酒酔い運転
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者

NO!



酒酔い運転
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒気帯び運転
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

車両の同乗者

NO!



酒酔い運転
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒気帯び運転
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

二日酔いでの飲酒運転も増加傾向です。
アルコールチェッカー等を活用しましょう！

飲酒運転に関する情報は、
迷わず110番をお願いします！